

## 総会議事録作成上の注意点

公開：平成18年5月29日

訂正：平成20年3月31日

長野県中小企業団体中央会

平成18年5月施行の「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び平成19年4月の組合法改正により、「中小企業等協同組合法（以下組合法という）」及び「中小企業団体の組織に関する法律（以下団体法という）」が大きく変わりました。この一連の改正に伴う総会議事録作成上の当面の注意点は1～3に集約されます。4以降は従来からの注意点も含んでおります。

### 1. 議長及び出席理事の署名について

今回の改正によって、議長及び出席理事の署名（又は記名押印）が不要となりました（組合法第53条の3及び同施行規則第5条の2、団体法第5条の23及び第47条並びに同施行規則第1条の2の15）。しかしながら、定款との整合性を確保する観点から、議長及び出席理事の署名（又は記名押印）が必要であると考えられます。これは、不要の根拠が、準用していた商法第244条第2項「議事録ニハ議事ノ経過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出席シタル理事之ニ署名スルコトヲ要ス」と同様の条文が改正に伴い組合法、団体法とも削除されたことによります。一方、総会の議事録を規定している定款の条文には「総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。」という規定が置かれています（まれにこの規定が置かれていない場合もある）。法律に規定されない場合は定款の規定が優先されますので、定款の改正を行わない限り、議長及び出席理事の署名（又は記名押印）が必要であると解釈されます。

### 2. 従来の記載事項との違い

従来の記載事項（改正前組合法、団体法が準用していた旧商法第244条第1項及び第2項、第260条ノ4第1項及び第2項及び定款規定）に基づき作成された議事録については、「(3)出席した理事及び監事の氏名」中の「監事の氏名」以外は改正規則に定める事項が記載されていると考えられます。

また、改正施行規則に規定された記載事項は、最低限の記載事項であり、これまで記載していた「招集年月日」、「組合員数及びその出席組合員数」、「議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）」が記載されていても議事録の有効性に何ら影響を及ぼさないことから、適宜記載して差し支えありません。

### 3. 改正後の議事録の記載項目（例）監査権限を会計に限定した組合の場合

（組合法施行規則第5条の2、団体法施行規則第1条の2の15）

## 改正後の総会議事録記載項目（例）

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

### 総会議事録記載例

注）監査権限を会計監査に限定している議事録の例であり、監査権限を業務監査としている方は、中央会にお尋ねください。

#### 4．総会の招集

総会日の10日前までに、会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならないとされている。今回の改正で、定款で定めることにより期間を短縮できることになった。また、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができるようになった。（組合法第49条3項）

#### 5．委任出席数

出席した組合員数の記載は、委任状出席数が必ず、本人出席数の代理することができる数（組合法第11条、定款では4人以内で定められている）の範囲以内であること

例）組合員総数50名の組合の定款で、『代理人が代理することができる組合員の数は、2名以内とする』と定められている場合、本人出席15名のとき、 $15名 \times 2名 = 30名$ なので30名の代理しか認められない。従って委任状出席が30名を超えても30名までしか認められない。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 6．就任承諾書が必要な場合

役員改選があった場合で、当選者で本人が総会に出席していない場合は、就任承諾書が必要

#### 7．原本証明

本来、議事録は捺印されたものが原本として1部作成されるべきものなので、所管行

政庁への決算関係書類や役員変更届の提出時に添付する総会の議事録や法務局への代表理事の変更登記の申請時に添付する総会の議事録（理事会の議事録も同様）は、原本の写しをとり(コピーし)、余白の部分に下記の様に原本証明をする必要があります。

以上ですべての議案の審議を終了し、 時 分に閉会した。

この議事録は原本に相違ありません。  
平成 年 月 日  
住 所 長野県 市 番地  
組 合 名 協同組合  
代表理事 印